
鹿屋市被災者支援制度一覧

令和5年6月現在

鹿 屋 市

この一覧表は、台風や大雨などの自然災害(住宅火災を含む)の被災者を支援する制度をとりまとめたものです。支援の内容によっては条件がある場合があるため、**内容の詳細は、それぞれの担当課までお問い合わせください。**

【目次】

- **見舞金・支援金に関すること** …… 1
 - ・ 小災害り災者に対する見舞金
 - ・ 災害障害見舞金
 - ・ 被災者生活再建支援金
 - ・ 県被災者生活支援金
 - ・ 県住家災害見舞金
 - ・ 市社会福祉協議会災害見舞金
 - ・ 県共同募金会災害見舞金
- **弔慰金に関すること** …… 2
 - ・ 災害弔慰金
 - ・ 県単災害弔慰金
 - ・ 日本赤十字社災害死亡弔慰金
- **生活必需品に関すること** …… 2
 - ・ 日本赤十字社災害救援物資の配布
 - ・ 県小災害り災者に対する援護
- **貸付制度に関すること** …… 3
 - ・ 災害援護資金
 - ・ 生活福祉資金(災害援護経費)
 - ・ 生活福祉資金(緊急小口資金)
 - ・ 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)
- **税金の減免・猶予に関すること** …… 4
 - ・ 個人市民税・県民税の減免
 - ・ 個人市民税・県民税の雑損控除
 - ・ 固定資産税及び都市計画税の減免
 - ・ 市税の徴収猶予
- **国民健康保険に関すること** …… 6
 - ・ 国民健康保険税の減免
 - ・ 国民健康保険における一部負担金等の減免
- **介護保険に関すること** …… 6
 - ・ 介護保険料の減免
- **後期高齢者医療制度に関すること** …… 7
 - ・ 後期高齢者医療保険における一部負担金の減免
 - ・ 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予
- **保育に関すること** …… 7
 - ・ 保育所等の利用
 - ・ 保育料の減免
- **住宅に関すること** …… 8
 - ・ 市営住宅への一時入居、家賃の減免
 - ・ 建築確認申請手数料、建築完了検査申請手数料の減免
- **上下水道に関すること** …… 8
 - ・ 水道料金及び下水道使用料の減免
 - ・ 公共下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予

鹿屋市被災者支援制度

●見舞金・支援金に関すること

制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1 小災害り災者に対する見舞金	①死亡 20万円 ②入院を伴う障害 10万円 ③住家の全壊・全焼 5万円 ④住家の半壊・半焼 4万円 ⑤住家の床上浸水 3万円	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害によるり災者、又は遺族	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の場合 【必要書類】 特に必要ありません	
2 災害障害見舞金	①死亡者が世帯の主たる生計維持者の場合 250万円以内 ②その他の場合 125万円以内	災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む）に精神又は身体に障害がある者	災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害等 【必要書類】 ・り災証明書 ・障がい有することを証明する医師の診断書	
3 被災者生活再建支援金	①全壊 300万円以内 ②大規模半壊 250万円以内 ③中規模半壊 100万円以内 ※単身世帯の場合上記の3/4の額)	住宅が全壊した世帯ほか	災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害等 【必要書類】 ・申請書、住民票等、り災証明書等、通帳の写し ・内容によっては、居宅の購入や賃借等契約を証するもの	市福祉政策課 管理係 31-1113
4 県被災者生活支援金	1世帯（1事業者）あたり20万円 ※短期間に再度被災した世帯は30万円を追加	全壊、半壊、床上浸水の住家被害を受けた世帯 店舗棟が上記と同等の被害を受け、一定の要件を満たす小規模事業者	被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害ほか 【必要書類】 ・通帳の写し等	
5 県住家災害見舞金	1世帯あたり10万円	現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主	災害救助法第2条第1項による救助が行われた災害ほか（災害弔慰金との重複支給はできません。） 【必要書類】 ・通帳の写し等	
6 市社会福祉協議会災害見舞金	見舞金支給額 ①住家の全焼・全壊 1世帯につき 20,000円 ②住家の半焼・半壊 1世帯につき 15,000円	被災者又は遺族	災害（火災、暴風、豪雨等）により全焼・全壊、半焼・半壊の被害を受けた世帯 【必要書類】 特に必要ありません	市社会福祉協議会 総務課 44-2951
7 県共同募金会災害見舞金	①死亡 1人につき18,000円 ②住家の全焼・全壊 世帯につき15,000円 ③住家の半焼・半壊 世帯につき10,000円	被災者又は遺族	火災、その他不測不可避の災害（交通事故を除く）が発生したとき。 【必要書類】 特に必要ありません	市社会福祉協議会 地域福祉課 44-2277

鹿屋市被災者支援制度

●弔慰金に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	災害弔慰金	①死亡者が世帯の主たる生計維持者の場合 500万円以内 ②その他の場合 250万円以内	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害等 【必要書類】 ・り災証明書等 ・遺族であることを証明する書類	
2	県単災害弔慰金	1人あたり100万円	死亡者の配偶者、子、父母、孫、孫及び祖父母の範囲	市町村の区域内において住家の滅失した世帯数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害ほか（国が支給する災害弔慰金との重複支給はできません。） 【必要書類】 ・り災証明書等 ・遺族であることを証明する書類	市福祉政策課 管理係 31-1113
3	日本赤十字社 災害死亡弔慰金	1人あたり20,000円	遺族	自然災害及び火災による死亡者 【必要書類】 特に必要ありません	日本赤十字社 鹿屋市地区 （市社会福祉協 議会） 44-2277

●生活必需品に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	日本赤十字社 災害救援物資の配布	・毛布1枚/人 ・緊急セット1個/世帯 ・タオルケット1枚/人 ・ブルーシート1枚/世帯 ※緊急セット 携帯ラジオ、懐中電灯、タオル、歯ブラシなど25品目	被災世帯	全焼・半焼、全壊・半壊流失及び床上浸水の被害にあった世帯 【必要書類】 特に必要ありません	日本赤十字社 鹿屋市地区 （市社会福祉協 議会） 44-2277
2	県小災害り災者に対する援護	被服寝具その他生活必需品等	災害により住家が全壊、全焼又は流出、半壊、半焼又は床上浸水した世帯	災害救助法第2条第1項の適用を受けない災害で、20世帯以上の世帯の全焼若しくは30世帯以上の世帯の全壊・流失がある災害 【必要書類】 特に必要ありません	市福祉政策課 管理係 31-1113

鹿屋市被災者支援制度

●貸付制度に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	災害援護資金	被害の程度により350万円を上限として貸付	次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ①世帯主が負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出	災害救助法第2条第1項が適用される大規模な災害等 【必要書類】 ・申込書 ・所得証明書 ・り災証明書など ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	市福祉政策課 管理係 31-1113
2	生活福祉資金 (災害援護経費)	災害により被害を受けた世帯に対する、自立更生に必要な資金の貸付。(市社協が相談窓口となり県社協が貸付を行う) 貸付限度額 150万円	被災世帯	・低所得世帯 (非課税・均等割課税) ・官公署発行の被災者証明を受けた世帯。 ・小規模な災害及び火災等自然災害以外。 【必要書類】 申込書、借入する経費を証明する書類、世帯全員の住民票(本籍記載のもの)など ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	市社会福祉協議会 地域福祉課 44-2277
3	生活福祉資金 (緊急小口資金)	火災等の被災により、緊急的かつ一時的に必要な資金の貸付。(市社協が相談窓口となり県社協が貸付を行う) 貸付限度額 10万円	被災世帯	・低所得世帯 (非課税・均等割課税) ・市町村長が発行する被災者証明を受けた世帯 ・被災を受けた日から1ヶ月以内に限る。 【必要書類】 申請書、住民票、身分証明書、通帳など ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	
4	母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	災害により家屋に被害を受けた方々に対し、その住宅の補修に必要な資金を貸付 貸付限度額：200万円以内	母子・父子家庭の母または父や寡婦(同居している子どもの被扶養者となっている方を除く)	・対象者が現に居住し、かつ原則として所有する住宅の補修等をされる方 ・工事総額の30%以上の自己資金を保有している方 ・租税又は、公共料金等に多額の滞納がない方 【必要書類】 住民票の写し及び戸籍謄本、収入又は所得証明書、契約書など ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	子育て支援課 児童家庭係 31-1134

鹿屋市被災者支援制度

●税金の減免・猶予に関すること

制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
個人市民税・県民税の減免	<p>①災害により死亡した場合 全部免除</p> <p>②災害により生活保護を受けることとなった場合 全部免除</p> <p>③災害により障害者となった場合 10分の9を減免</p> <p>※災害を受けた日以後に納期の末日が到来する当該年度分の税額</p>	<p>①災害により死亡した人</p> <p>②災害により生活保護を受けることとなった人</p> <p>③災害により障がい者となった人</p>	<p>災害を受けた日から15日以内に申請</p> <p>※大規模災害等で期限内に提出が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>【必要書類】 減免を受けようとする事由を証明する書類</p>	市税務課 市民税係 31-1112
	<p>納税義務者（控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により被害を受けた場合、災害を受けた日以後に納期の末日が到来する当該年度分の税額</p> <p>※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。</p>	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、災害により受けた損害の金額（保険金等による補填される金額を除く）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である人</p>	<p>災害を受けた日から15日以内に申請</p> <p>※大規模災害等で期限内に提出が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>【必要書類】 減免を受けようとする事由を証明する書類 （当該住宅又は家財について受けた損害の金額、損害の程度等が分かるもの）</p>	
	<p>納税義務者の生産する農作物が災害により被害を受けた場合、災害を受けた日以後に納期の末日が到来する当該年度分の税額</p> <p>※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。</p>	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下（農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く）で、災害を受けた農作物の減収による損失額の合計額（農作物共済金額を控除した金額）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上である人</p>	<p>災害を受けた日から15日以内に申請</p> <p>※大規模災害等で期限内に提出が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>【必要書類】 減免を受けようとする事由を証明する書類 （当該農作物の被害の状況、損害の金額、損害の程度等が分かるもの）</p>	
個人市民税・県民税の雑損控除	<p>災害や盗難等で資産に損失を生じた場合に、一定の要件により総所得金額から控除する。</p> <p>①損失額－総所得金額等×10分の1</p> <p>②災害関連支出額－5万円</p> <p>①と②のいずれか多い金額を総所得金額等から控除</p> <p>※保険金等で補填された金額を除く</p>	<p>納税義務者（生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等が48万円以下）を含む。）が所有する資産について損失を生じた場合</p>	<p>【必要書類】 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書等</p> <p>※確定申告の控除のため、税務署へ確定申告を提出している方は税務署へお問合せください。</p>	
固定資産税及び都市計画税の減免	<p>一定規模以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以後に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免する。</p> <p>損害の程度(10分の2以上)により10分の4以上の減免率を適用</p> <p>※損害の程度により減免割合が異なる</p>	<p>被害を受けた土地・家屋・償却資産の納税義務者</p>	<p>災害を受けた日から15日以内に申請</p> <p>※大規模災害等で期限内に提出が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>【必要書類】 減免を受けようとする事由を証明する書類</p>	市税務課 固定資産税係 31-1112

鹿屋市被災者支援制度

●税金の減免・猶予に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
6	市税の徴収猶予	災害により市税を納付することができない場合は、1年以内の期限に限り、その徴収を猶予する。	納税者又は特別徴収義務者でその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、市税を納付することができない人	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予申請書 ・罹災証明書等 ・財産目録 ・収支明細書(申請日前1年間分及び申請後の見込み) ・担保の提供に関する書類 <p>※担保の提供に関する書類は、猶予を受けようとする金額が100万円を超えかつ猶予期間が3カ月を超える場合のみ必要 ※その他条件等詳細はお問い合わせください。</p>	市収納管理課 収納係 31-1155

鹿屋市被災者支援制度

●国民健康保険に関すること

制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1 国民健康保険税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が災害で障がい者となった場合、10分の9を減免 ・災害により、世帯主が所有し居住する住宅・家財の損害又は世帯主が収穫すべき農作物の損失を受けた場合、減免（所得金額や損害・損失額の程度によって減免割合が異なる。） <p>※災害発生後1年以内に納期の末日の到来する保険税</p>	災害により障がい者となり、若しくは居住する住宅や家財、収穫すべき農作物の損失額が著しい世帯の国民健康被保険者	<p>世帯主が所有し居住する住宅・家財の損害額（保険金等の補填除く）が価格の3/10以上（前年中の所得金額が1,000万円以下）</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害額・損失額、収入の補填額が確認できるもの ・り災証明書又は被災証明書 <p>※その他条件等詳細はお問い合わせください。</p>	健康保険課 国民健康保険係 31-1162
2 国民健康保険における一部負担金等減免	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により世帯主が死亡した場合、全部免除 ・災害により世帯主が障がい者となった場合、10分の9を減免 ・災害により、世帯主が所有し居住する住宅・家財の損害を受けた場合、減免（所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。） <p>※減免開始月の初日から3月間</p>	災害により死亡し、若しくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けた世帯の国民健康保険被保険者	<p>世帯主が所有し居住する住宅・家財の損害額（保険金等の補填除く）が価格の3/10以上（前年中の所得金額が1,000万円以下）</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害額・損失額、収入の補填額が確認できるもの ・り災証明書又は被災証明書 <p>※その他条件等詳細はお問い合わせください。</p>	

●介護保険に関すること

制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1 介護保険料減免	<p>前年中の世帯の所得合算額と損害の程度により、保険料の12.5%~100%を減免</p> <p>①前年の世帯の合計所得金額の合算額が500万円以下で損害の程度が30%超~50%未満の場合は2分の1、50%以上は全部</p> <p>②前年の世帯の合計所得金額の合算額が500万円超~750万円以下で損害の程度が30%超~50%未満の場合は4分の1、50%以上は2分の1</p> <p>③前年の世帯の合計所得金額の合算額が750万円超で損害の程度が30%超~50%未満の場合は8分の1、50%以上は4分の1</p>	被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市介護保険条例第9条第2項 ・所有する住宅、家財又はその他の財産の損害の合計金額（保証金等により補填された金額を除く）が該当住宅等の合計価格の10分の3以上であって前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合 <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料減免申請書 ・り災証明書（住宅が損害を受けた場合） ・被災証明書（住宅以外が損害を受けた場合） ・損害保険金、共済金、賠償金により補填される額が分かるもの ・その他損害内容が分かるもの <p>※損害の程度は「災害の被害認定基準（内閣府R3.6.24）より参照</p>	高齢福祉課 介護福祉係 31-1116

鹿屋市被災者支援制度

●後期高齢者医療制度に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	後期高齢者医療保険における一部負担金減免	前年中の世帯の合計所得金額の合算額 ①500万円以下の場合 全部免除 ②500万円を超え750万円以下の場合 2分の1を減免 ③750万円を超える場合 4分の1を減免	災害により、住宅・家財等に著しい損害を受けた後期高齢者医療被保険者	・当該損害の合計金額が住宅等の価格のおおむね2分の1以上である。 ・前年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下である。 【必要書類】 ・所得状況当等申告書 ・罹災証明書 ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	健康保険課 高齢者医療係 31-1162
2	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	前年中の世帯の合計所得金額の合算額 ①500万円以下の場合 2分の1から全部免除 ②500万円を超え750万円以下の場合 4分の1から2分の1を減免 ③750万円を超える場合 8分の1から4分の1を減免 (所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)	災害により、住宅・家財等に著しい損害を受けた後期高齢者医療被保険者(属する世帯の世帯主が損害を受けた場合も対象)	・前年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下である。 ・当該損害の合計金額(保険金、損害賠償均等から補填される金額を除く。)が、住宅、家財又はその他の財産の合計価格の10分の3以上である。 【必要書類】 ・罹災証明書 ・被災した住宅、家財等の損失額の計算書 ・資産価値の分かるもの ・損害補填額の分かるもの ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	

●保育に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	保育所等の利用	災害等により家庭での保育が困難な場合に、保育の必要性がある就学前児童の保育を行う	被災した保護者及び児童	火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【必要書類】 り災証明 ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	子育て支援課 保育幼稚園係 31-1134
2	保育料の減免	災害等で保育料の納付が困難と認められる場合、保育料の減免を行う	被災した保護者及び児童	災害等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、保育料の納入が困難と認められるとき 【必要書類】 保育料減免申請書 ※その他条件等詳細はお問い合わせください。	

鹿屋市被災者支援制度

●住宅に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	市営住宅への一時入居、家賃の減免	・市営住宅の提供 ・市営住宅の家賃の減免	被災者	入居できる期間は1年を超えることはできない。 【必要書類】 ・り災証明書、行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書、住民票、入居する名義人と保証人の印鑑、緊急連絡先届	市建築住宅課 住宅管理係 31-1129
2	建築確認申請手数料、建築完了検査申請手数料の減免	・災害により建築物又は工作物がり災した場合、所定の額の1/2に減額 ただし、災害により住宅が滅失し、又は半焼若しくは半壊した場合、その災害の発生した日から6月以内に建築する場合は免除	被災者	り災前と用途が変わらないこと。 【必要書類】 ・り災証明書	市建築住宅課 建築指導室 31-1161

●上下水道に関すること

	制度・事業名	内容	対象者	条件等	問合せ先
1	水道料金及び下水道使用料の減免	災害により損害を受けたとき、直前の定例検針日から災害発生日までの使用水量に係る料金等を免除	被災者	災害により建築物等が損壊し、給水装置等が使用不能の状態になったとき 【必要書類】 水道事業納付金(軽減・免除)申請書、下水道使用料減免申請書、り災証明書	市業務課 収納係 43-2800 市下水道課 普及管理係 31-1133
2	公共下水道事業受益者負担金、分担金の徴収猶予	災害が生じたことにより、受益者が当該負担金を納入することが困難であり、やむを得ないと認められる場合、徴収を猶予することができる。	災害が生じたことにより、受益者が当該負担金を納入することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められる受益者	【必要書類】 公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書、り災証明書	市下水道課 普及管理係 31-1133

【お問合せ先】

鹿屋市保健福祉部福祉政策課
電話 0994-31-1113（課直通）
FAX 0994-44-2494